〇総務省令第二十三号

電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) 及び放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) の規定に基づき

並びにこれらの法律を実施するため、 放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣 川端 達夫

放送法施行規則等の一部を改正する省令

(放送法施行規則の一部改正)

第 条 放送法: 施行規引 則 (昭和二十 五年電波監理委員会規則第十号) の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをい

う。

第八十二条第一項中 「認定基幹放送事業者」の下に「及び一般放送事業者 (地上一般放送の業務を行う

者に限る。 次項において同じ。 を加え、 同条第二項中 「認定基幹放送事業者」 の 下 に 「及び一般放送

事業者」を加える。

第百四十二条を次のように改める。

(届出一般放送の種類)

第百四十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、 次のとおりとする。

一 有線一般放送

イ テレビジョン放送

ロ ラジオ放送

(1) 共同 聴取業務 (一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送

(その多重放送を含む。)を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう

。以下同じ。)

(2)告知放送業務(一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他

の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。 以下同じ。)

ハーその他

地 上 一 般放送 (エリア放送 一の市 町村 (特別区を含み、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七

号) 第二百五十二条の十九第一 項に規定する指定都市にあつては、 区とする。 第百六十一条及び 第百

六十二条を除き、 以下同じ。)の一部の区域 (当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は

その区域を併せた区域とする。)のうち、 特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をい

う。以下同じ。) に限る。以下同じ。)

イ テレビジョン放送

ローその他

第百六十条第 一項第二号中 「(特別区を含むものとし、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第

二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、 区とする。以下この条において同じ。 を

削る。

第百六十九条中 「一般放送事業者」の下に「(衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつ

ては、有料放送事業者に限る。)」を加える。

第百七十六条に次の一号を加える。

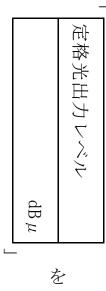
三 地上一 般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 +

第二百十四条第一項第三号中 「目的」の下に「(一箇月以内の目的をいう。)」 を加える。

別表第五号(注)十二中「(特別区を含み、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二

条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)」を削る。

別表第三十一号別紙2の1の表(6)中 l Nm J を「nm」 に改め、 同表(8)中



定格出力レベル dB_μ

に改め、 □表注2中「(特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都

市の区を含む。 を削り、 同表注 21中「(13)」を「(15)」に改め、 同表注39中「第109条第1項」を「第109

※」に改める。

別表第三十一号別紙2の3の表及び別表第三十七号の表中 「隔離距離」 を 「離隔距離」 に改める。

別表第四十号中 「一般放送業務開始届出書」 を 「有線一 般放送業務開始届出書」以、 「一般放送の業務

<u>~</u> を「有線― 般放送の業務を」 に改め、 同表注1を削り、 同表注2を同表注1とし、 同表注 3 中

有

作

線 線 ·般放送· ·般放送 41 VI ジオ放送 て ば (; Ш ン放送 告知放送業務 を 41 ラジオ放送 レビジョン放送 告知放送業務 に改

め、 同 注を同 表注2とし、 同 表注4を同表注3とし、 同表注5 か 5 同 一表注7までを一ずつ繰り上げ、 同表

注 8 中 「一般放送」 を 「有線一 般放送」 に改め、 同注を同表注7とし、 司 表注9を同 表注8とし、 同表注

10 から同 表注12までを一ずつ繰り上げ、 同表を別表第四十 の一号とし、 同 表の 次に次 \mathcal{O} 表を加える。

別表第四十の二号(第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

年月日

総務大臣 殿

郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

名(法人又は団体にあつては、名称

氏

は署名)

及び代表者の氏名。記名押印又

電話番号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

——般	般	П	ph I	I è	ī
一般放送の業務に用いられる	一般放送の種類		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		業務を執行する役員の氏名

電気通	電気通信設備の概要	類				
使用す	使用する周波数					
業務区域						
放	放送番	放送番組の編集の基準	基準	妆	送 時 間	
淑				1日当たり		
牌					時間	
紿				主た	たる放送事項	
ñ						
置						
af						
N						
 						
」						

業務開始の予定期 Ш 業務開始時の受信契約者 の見込数

- 注 終付するこ 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、 $\overset{\circ}{\sim}$ 団体の規約を
- 注2 般放送の種類の欄には、 第142条に掲げる一般放送の種類を記載するこ °

(記載例)

一般放送の種類 エリア放送ーテレビジョン放送

- $\not\cong 3$ 般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、 「別紙に記載のとおり。 と記載し
- 地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよ ر ر ر 演奏
- 所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう
- の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付する (1 \sim
- 注4 業務区域の欄には、 「地図に記載のとおり。 と記載し、 地上一般放送の業務区域を記載した地

図を添付すること。

- 注 <u>Ω</u> 放送番組の編集の基準の欄には、 放送番組の編集の基準があるとき) H これを記載し、 放送番組
- の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

- 注7 の写しを添付する 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、 (1 \sim 主たる放送事項の欄にその旨を記載し、 同意書
- ∰ 8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、 有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記

載すること。

注9 この様式に使用する用紙の大きさは、 日本工業規格A列4番 るすと (1 \sim

注10 該当欄に全部を記載するこ とができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、 この様式

に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一号中「一般放送業務開始届出書記載事項変更届」を 般放送業務開始届出書記載事

「有線

地上

同表注4を

項変更届」に、 「一般放送業務開始届出書の」を 老上 般放送業務開始届出書の に改め、

同表注5とし、 同表注1から同表注3までを一ずつ繰り下げ、 同表注1として次のように加える。

注1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。

別表第五十一号中「再放送の共務」を「再放送」に改める。

別表第五十五号中 料放送事業者の数 有料放送管理業務に係る有線 一般放送を行う有 を

有料放送管理業務に係る有線・

般放送を行う有

料放送事業者の数 料放送事業者の数 有料放送管理業務に係る地上一 般放送を行う有 に改める。

(無線局 (基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準の一 部改正)

第二条 無線局 (基幹放送局を除く。 の開設の 根本的基準 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二号中 「無線局 の 下 に 地上一 般放送局を除き、 を加える。

第六条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

(地上一般放送局)

第六条の四 自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、 次の各号の条件を満たすものでなけ

ればならない。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

- その局を開設する目的、 通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、 かつ、 公共の福 祉を
- 害しない ものであること。
- その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それ
- により公共の福祉を増進することができること。

兀

通信

の相手方及び通信事項は、

その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。

- 五. その局 を開設することが既設 欧の無線 局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。
- 六 その 局 を開設する目的を達成するためには、 その 局を開設することが他の各種 0 電気通 信手段を使
- 用する場合に比較して能率的 いつ経済 済的であること。
- 第六条の五 地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供する
- ŧ のについては、 前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
- 前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。
- その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、 利用者の需要に適合するもので

あること。

三 その局 の免許を受けようとする者は、 その 局 の運用による電気通信 事業の実施について適 切 な計 画

を有し、 か つ、 当該 計 画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること。 ただし、 エ リア放

送(放送法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第百四十二条第二号に規定するエリ

ア放送をいう。)を行うものを除く。

(電波法施行規則の一部改正)

第三条 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) の 一 部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 地上一般放送局 地上一 般放送 (放送法施 行 |規則 (昭 和二十五 年電波監理委員会規則第十号)

第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。 以下同じ。)を行う無線局であつて、 地上一般放

送を行う実用化試験局以外のものをいう。

第四条の四第二項第一号中「含む」の下に「。) 及び地上一般放送局 (地上一般放送を行う実用化試験

局を含む」を加える。

第六条の四第七号中 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十号) 」 を削る。

第七条第二号の次に次の一号を加える。

<u>ニ</u>の ニ 地上一般放送局 (エリア放送 (放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をい

う。以下同じ。) を行うものに限る。) 一年

第八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

拿刀多拿二工拿二手 6 没以为 6 一手老大之之

<u>ニ</u>の ニ

地上一般放送局

(エリア放送を行うものに限る。)

第十一条第三項第四号中 「該当するもの」 の 下 に エリア放送の業務を行う者が開設するもの」 を加

える。

第十一条の二の五第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地上一般放送局

第四十一条の二の六第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地上一般放送局 (エリア放送を行うものに限る。)

第四十二条の二の表二の項中 「基幹放送局及び固定局」 を「固定局、 基幹放送局及び地上一般放送局」

に改める。

第五十一条の九の六に次の一号を加える。

三 法 別 表第六の 九 0 頃に 掲げ る無線局 のうち、 エリア放送を行うも

第五 十一条の十五第一項第一号(1)中 「固定局」の下に「、 地上一般放送局(エリア放送を行うものに限

る。)」を加える。

第五十二条に次の一項を加える。

5 工 リア放送を行う地上一 般放送局 の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いにつ

いては、総務大臣が別に告示するところによる。

第五十二条の三に次の一項を加える。

4 エ リア放送を行う地上一 般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いにつ

1 ては、 前三項の規定によるほか、 総務大臣が別に告示するところによる。

別 表第二号の二の二の表5の項中 「気象援助局」や「地上一般放送局、 気象援助局」 に改める。

別表第二号の二の四注32の表を次のように改める。

無線局の種別
記号
無線局の種別
記号
無線局の種別
記号

		ТС	地球局	ΗP	携带基地局
S P	特別業務の局	ТҮР	携带基地地球局	FΒ	基地局
S	標準周波数局	ТВ	航空地球局	FA	航空局
SM	気象援助局	ΤΙ	海岸地球局	FC	海岸局
DVT	実用化試験局	RΒ	無線標識局	ВG	地上一般放送局
ΕX	実験試験局	LR	無線標定陸上局	ΒE	特定地上基幹放送試験局
					周
					以外の地上基幹放送試験
ΕKΤ	人工衛星局	RL	無線航行陸上局	ВД	特定地上基幹放送試験局
EBE	衛星基幹放送試験局	ML	陸上移動局	ВС	特定地上基幹放送局
					の地上基幹放送局
ΕV	衛星基幹放送局	FBR	陸上移動中継局	ВВ	特定地上基幹放送局以外
ME	宇宙局	R P	無線呼出局	FΧ	固定局

(無線局免許手続規則の一部改正)

第四 条 無線! 局 免許 手 続 規則 昭昭 和二十五年電 波監 理委員会規則第十五号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「第二十条の三の二」を「第二十条の三の三」 に改める。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地上一般放送局

第四条第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 表 0 項 中 非 常 局 を 「 地 上 一 般放送局、 非常局」 に改める。

第八条第 項 \mathcal{O} 表 0 項 中 基 幹放送局」 0) 下に 地 上 般放 送局」 を加 える。

第十 条の三 \mathcal{O} 表七 \mathcal{O} 項 中 特定 実 験試 験 高 を 地 上一 般 放送局 及び 特 定実 験 試 験 局 に 改 が める。

第十六条第一 項第六号中 開 設する無線 局 の下に「 <u>(</u>エ リア放送 (放送法施 行 規則第百四

号に規定するエリア放送をいう。 以下同じ。) を行う地上一般放送局を除く。)」 を加える。

第十七条第 項中 「一年を超えない期間、 の下に「地上一般放送局 <u>_</u> _ リア放送を行うも のに限る。

以下この条に お いて同じ。)及び」を、 年以内である無線局」 の 下 に (地上一般放送局を除く。)

を加える。

別表第二号第1の注 27(4)の表中 「超えるの」 を 「超べる」 に改め、 同表注29(1)中 「注26」 を「浜30」に

改める。

別表第二号第2の表題中 「非常局」を「唐上一般放送局、非常局」に改め、 同表注25中(9を10)とし、 (8)

の次に次のように加える。

9 H リア放送を行う地上一般放送局にあつては、 「エリア放送の業務区域は別添のとおり。 イ 問

載し、 エリア放送の業務区域を記載した地図を添付する (1 $\overset{\circ}{\smile}$ また, 地上基幹放送 (中波放送、 窋

波放送及び超短波放送を除く。) の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないこ とが確

認できる書類を添付すること。

別表第二号の二第2の表題中 「非浜回」を「苦上― 般放送局、非常局」に改め、 同表注225中「灩み、

の次に「苦上一衆汝诛河及び」を加える。

別表第四号中9を10とし、8の次に次のように加える。

9 基幹放送の業務に用いられる 電気通 信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能

力 (別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

(無線局運用規則の一部改正)

第 五 条 無線 局 運 用規 則 昭昭 和二十 五. 年電 波監理 委員会規則第十七号) の — 部を次のように 改 正 一する。

目 次 中 地地 Ē 基幹放送局 \mathcal{O} 運用 (第百三十八条 第百三十九条の二) を 「地上基幹放送局及び地上一

般放送局 の運用 (第百三十八条 ―第百三十九条の三) _ に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用

第百三十八条第 項 中 地 上 基 **一幹放送** 局 は を 地 上 基 一幹放送局 及び 地 上一 般放送局は」 に改め、 「テ

V ビジ 日 ン放送を行う 地 上 基幹放送局」 \mathcal{O} 下に 「 及 び 工 リア 放送 (放送: 法 施 行 規 則 (昭 和二十 五. 年 電 波 監

理委員 (会規則第十号) 第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。 以下同じ。)を行う 地 上 一 般放

送局」 を加え、 「地上基幹放送局であつて」 を「地上基幹放送局若しくは地上一 般放送局であつて」 に改

め、 同条第二項中 「地上基幹放送局は」 を 「地上基幹放送局及び 地上一 般放送局 は」に改め、 「テレ ビジ

ン 放送を行う地 上基 幹放送局」 \mathcal{O} 下に 「及びエ リア放送を行う地上一 般 放送局」 を、 規定する地 上 基

幹放送局」 の 下 に 「若しくは地上一 般放送局」 を加え、 同条第三項中 地地 上基幹放送局」 の 下 に 「及び地

上一般放送局」を加える。

第百三十八 条の二中 地 上基: 幹放送局」 の 下 に 「 及 び 地上一 般放送局」 を加える。

第百三十八条の三の 表注一中「放送区域」 の 下 に 「及び地上一 般放送局 の業務区域」を加える。

第百三十九条第一項中「地上基幹放送局」 の 下 に 「及び地上一般放送局」を加え、 同条第二項中 「 地 上

基幹放送局は、 前項」 を 「地上基幹放送局及び地上一般放送局 は、 前項」 に改め、 「行う地上基幹放送局

 \mathcal{O} 下に 「及び エリア放送を行う地上一般放送局」 を加え、 同条第三項及び第四 垣中 「地上基幹放送局」

の下に「及び地上一般放送局」を加える。

第百三十九条の二 第 項 中 地地 上 基 幹 放送局」 の 下 に 「及び地上一 般放送局」 を加える。

第五章中第百三十九条の二の次に次の一条を加える。

(混信の防止)

第百三十九条の三 工 リア放送を行う地上一 般放送局にあつては、 自局 の発射する電波が 他 の無線局 の運

用 又は 放送の受信 に支障を与え、 又は与えるおそれがあるときは、 速や かに当該周波数による電波 の 発

射を中止しなければならない。

(無線設備規則の一部改正)

第六条 無線設備規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (第三十七条の二十七の二十一―第三

十七条の二十七の二十三)」を

第二節の十三

第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (第三十七条の

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備

(第三十七

二十七の二十一―第三十七条の二十七の二十三)

に改める。

条の二十七の二十四・第三十七条の二十七の二十五)」

第十四条第一項の表中

<u>ー</u>の <u>ー</u> 器を使用する場合に限る。 て、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備 レビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつ 四七〇mを超え七七〇m以下の周波数の電波を使用するテ (複数波同時増幅 を

		一三分の五〇ミリワットを超	
		ものであつて、空中線電力が	
$\vec{\Box}$	<u> </u>	占有周波数帯幅が四六八Hzの	
		のもの	
		一三分の五〇ミリワット以下	
		ものであつて、空中線電力が	信設備
五〇	<u> </u>		ア放送を行う地上一般放送局の送
		りもの	下の周波数の電波を使用するエリ
<u> </u>	<u> </u>	以 占有周波数帯幅が五・七HLの	二の三 四七〇Mkを超え七一〇Mkk
			器を使用する場合に限る。)
		五ワット以下の送信設備(複数波同時増幅	て、空中線電力が○・五ワット♡
		放送を行う地上基幹放送局であつ	レビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であ
<u></u>	<u></u>	M以下の周波数の電波を使用するテ	二の二 四七〇Mkを超え七七〇Mkk

えるもの

改める。

第四章第二節の十二の次に次の一節を加える。

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、 テレビジョン・ カメラの出力端子から送信空中線までの

範囲 (中継線及び連絡線を除く。 の映像送信設備、 マイクロ ホン増幅器又は録音再生装置 \mathcal{O} 出 |力端子

から送信空中線 ま で の範囲 (中継線及び連絡線を除く。)の音声送信設備及びデー タ信号送出 装置 から

送信空中線までの範囲 (中継線及び連絡線を除く。) の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

第三十七条の二十七の二十五 送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じて、 当該

各号に掲げる方式であること。

占有周波数帯幅が五 ・ 七 MHz の もの 四分の πシフト差動四相位相変調、 四相位相変調、 一六値直交

振 幅 変調 又は六四値直交振 幅 変調が行 わ れた信号並 びに差動 一相位相 変調 が 行われ れた信号及び二 相位

相変調 が 行われ、 た信号により 逆 高 速 フ リエ 変換を用 **\ て直 ||交周 波数分割多重変調 する方式

占有 周 [波数帯] 幅 「が四六八kHz のもの 兀 相位 相変調又は一六値直交振 幅変調が行わ れた信号並びに差

動二 相位 相 変調 が 行わわ れた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フー リエ変換を用 いて

直交周波数分割多重変調する方式

2 逆 高 速フ IJ エ 変 換 0 アサンプ ル 周 波数 は、 六三分の 五. ー I MHz とし、 その値から次の各号に掲げる占有

周 波 数数 帯 幅 に応じ、 当該各号に 掲げる値 を超える偏 差を生じてはならな

一 占有周波数帯幅が五・七mのもの (+1)百万分の○・三

占有 周 波 (数帯) 幅 が ²四六八kHz \mathcal{O} もの 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める値

1 複数送信機 で単 周波数ネット ワ] クを構成する場合 (土)百万分の三・九

口 複数送信機 で単 周波数ネットワ] クを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリ

ワットを超えるとき (±)百万分の三・九

ノヽ 複数送信機で単一 周波数ネットワ クを構成しない場合であつて空中線電力が一三分の五〇ミリ

ワット以下のとき (±)百万分の一〇

- 3 搬送波 0 変調 波 スペ ク F ル は、 別 図 第 匹 |号の 八 の十八に示す許容値 の範囲 内になけ ればなら ない。
- 4 送信 装置 0 空中: 線電力は、 占 有 周 波数帯幅が五 • 七 MHz のものは一三〇ミリワット 以下、 占有 周 戊波数帯
- 幅 |が四六八比のものは一○ミリワット以下でなければならない。
- 5 送信 空中: -線の相: 対利得は、 〇デシベル以下でなければならない。 ただし、 実効輻射電力が 相対利得〇

デシベ ル の空中 線 に 前項 の空中は 線電力を加えたときの値以下となる場合は、 その低下分を空中線の 利得

で補うことができるものとする。

6 無線 設 備 は 当該 無線 設 備 と有線電 気通信法第二条第二項に規定する有線電気通 信 設備とを接 する

場 **愛合は、** 当 該 有線 電 気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなけれ

ばならない。

7 無線設備 (有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、 その各部分) については、 0

筐 体に収え められてお b, か つ、 容易に開けることができないものでなけ ればならない。 ただし、 電 源 設

備、 空中 線系及び放送法施 行規 則 昭昭 和二十五年電波監理委員会規則第十号) 第二条第十一号に規定す

る番組送出設備については、この限りでない。

8 別表第一号の表7の項を次のように改める。 空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならない。

3	3 簡易無線局(注35)	
20	(2) その他の周波数のもの	
1. 5	(1) 810MH z を超え960MH z 以下のもの	
	のを除く。) (注20、31、34、35、37、38)	
	2 陸上局及び移動局(3から8までに掲げるも	
50	イ 100Wを超えるもの	
100	ア 100W以下のもの	
	(2) その他の周波数のもの	z以下
1. 5	(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの	超え2, 450MH
	1 固定局 (注20、31、35)	7 470MHzを

10 k H z	アーモードS機能を有するもの
	(3) S S R の送信設備
100 k H z	(2) 機上DME及び機上タカンの送信設備
20	(1) 地上DME及び地上タカンの送信設備
	9 無線測位局 (注29)
50	8 小電力データ通信システムの無線局
	 ルコードレス電話の無線局
${\bf 3}$	7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタ
	ス電話の無線局
10	6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレ
	ス電話の無線局
ω	5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレ
4	4 特定小電力無線局 (注36)

1 H z	11 地上一般放送局(注53)
500H z	(2) その他の地上基幹放送局
	行う地上基幹放送局
1 H z	(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を
	10 地上基幹放送局 (注21、49)
500	(7) その他の無線測位局
	Ħ,
1,000 k H z	(6) 基準信号送信設備及びノントランスポン
10 k H z	(5) 質問信号送信設備
3,000 k H z	イーその街
1,000 k H z	アーモードS機能を有するもの
	(4) ATCトランスポンダの送信設備
200 k H z	イーその街

13 地球局及び宇宙局(注32、33、40)	12 アマチュア局
20	500

別表第一号の注に次のように加える。

53 次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、

この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

±20kHz		
2 空中線電力が50mW以下のもの		
務大臣が特に認めたもの ±500Hz		
著しく阻害するものではないと総	もの ±500Hz	
であつて、電波の能率的な利用を	ものではないと総務大臣が特に認めた	5.7MHzのもの
1 空中線電力が50mWを超えるもの	電波の能率的な利用を著しく阻害する	占有周波数帯幅が
クを構成しない場合	を構成する場合	
複数送信機で単一周波数ネットワー	複数送信機で単一周波数ネットワーク	

$\pm20\mathrm{kHz}$	9	
空中線電力が(50/13)mW以下のも	2 空中線電	
±500Hz		
総務大臣が特に認めたもの	と総務大臣:	
を著しく阻害するものではない	用を著しく	
て、電波の能率的な利	ものであって、	468kHzのもの
空中線電力が(50/13)mWを超える	1 空中線電	占有周波数帯幅が

別表第二号に次のように加える。

第62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの 規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 13セグメント方式を用いるもの

5. 7MHz

468kHz

(2) 1セグメント方式を用いるもの

別表第三号5に次のように加える。

2 とおりとする。 値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次の エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容

- ア 470MHz以下及び710MHzを超える帯域
- (ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値100 m W以下
- (イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値25 m W以下
- イ 470MHzを超え710MHz以下の帯域 別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

射の強度の許容値は、次のとおりとする。 ただし、fc+15MHzを超える周波数又はfc-15MHz以下の周波数のスプリアス領域における不要発

(ア) 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの

0.01nW以下

(イ) 占有周波数帯幅が468kHzのもの

(0.01/13)nW以下

別図第四号の八の十七の次に次の一図を加える。

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル(第37条の27の25第3項関係)

1 占有周波数帯幅が5.7MHzのもの

— — P = 1mMの場合

——— P ≥ 10mMの場合

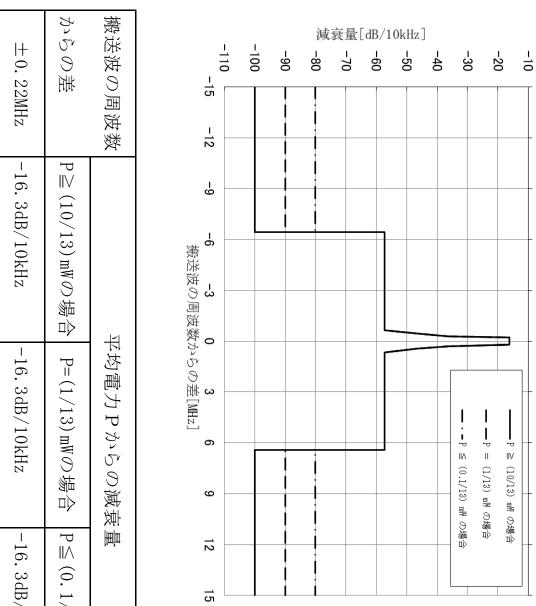
ı				
	P≦0.1mWの場合	P=1mWの場合	P≧10mWの場合	数からの差
些		均電力 B からの減る	4 本	搬送波の周波

上限	-80.0dB/10kHz	$-90.0 \text{dB} / 10 \text{kHz}^{*1} -80.0 \text{dB}$	-100.0dB/10kHz	\pm 9.00MHz
上照	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	\pm 9.00MHz
上限	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	\pm 3.00MHz
上限	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	$\pm 2.86 \mathrm{MHz}$
上限	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	± 2.79MHz

平均電力Pが0.1mWを超え10mW未満の無線設備にあつては、-(90+101ogP)dB/10kHzとする。

0

占有周波数帯幅が468kHzのもの



上限	-16.3dB/10kHz	-16.3dB/10kHz	-16.3dB/10kHz	±0.22MHz
	P≦(0.1/13)mWの場合	P=(1/13)mWの場合	P≧(10/13)mWの場合	からの差
規定の種類	(量	平均電力Pからの減衰	ĭ	搬送波の周波数

$\pm 6.43 \mathrm{MHz}$	$\pm 6.43 \mathrm{MHz}$	$\pm 0.65 \mathrm{MHz}$	$\pm 0.43 \mathrm{MHz}$	±0.29MHz
-100.0dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	-46.3dB/10kHz	-36. 3dB/10kHz
-90.0dB/10kHz*2	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	-46.3 dB/10 kHz	-36.3dB/10kHz
-80.0dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	-57.3dB/10kHz	$-46.3 \mathrm{dB}/10 \mathrm{kHz}$	-36. 3dB/10kHz
上限	上限	上限	上限	上限

* 2 平均電力Pが(0.1/13)mWを超え(10/13)mW未満の無線設備にあつては、-(90+101og(13P))dB/

10kHz とする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第七条 特定無線設備 の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次

のように改正する。

第二条第一項第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五においてその無線

設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備

\bigcirc	\bigcirc	備設線無の二の号七十五第項一第条二第

\bigcirc	\circ	備設線無の二の号七十五第項一第条二第
\bigcirc	\circ	備設線無の三の号七十五第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

_	.1.				
				0	

を

			\circ	\circ	
			\circ	\circ	

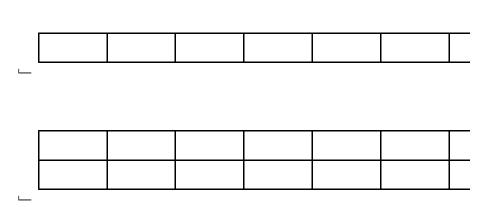
に改め、同③ウ中「又は第五十七号の二」を「、第五十

		8 注〇			
		8 注〇			
		\circ		\circ	

条の二十七の二十五第三項」を加える。

七号の二又は第五十七号の三」に改め、

「設備規則第三十七条の二十七の十第四項」の下に「、第三十七



別表第二号第一の注11に次のように加える。

<u>5</u> エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備については、空中線指向図を添付す

°, 7, 1, 8,

様式第7号注4の表中 徭 徭 0 2 条網網 籴 徭 項第57号の 項第57号の ယ 0 に掲げ、 F7 舥 掲げ 0 条第1項第57号の2に掲げる無線設備 る無線設備 る無線設備 UU \bigcup S に改める。 UUを

登録検査等事業者等規則の一部改正)

第八条 登録検査等事業者等規則 (平成九年郵政省令第七十六号) の一部を次のように改正する。

別表第七号第三第二号の表中

地上基幹放送局 周波数 占有周波数帯幅 は空中線効果の確認を行うための 四については、 実効輻射電 力又

送を行う無線局を除く。)。	強度	
電界強度測定を含む(衛星補助放	三 スプリアス発射又は不要発射の	
は空中線効果の確認を行うための	二 占有周波数帯幅	
・ 四については、実効輻射電力又	一周波数	地上基幹放送局
基幹放送局を除く。)に限る。		
びマルチメディア放送を行う地上		
放送(デジタル放送に限る。)及		
)地上基幹放送局(テレビジョン		
(演奏所と直結するものを含む。	五 総合周波数特性	
・ 五については、演奏所を有する	四空中線電力	
送を行う無線局を除く。)。	強度	
電界強度測定を含む(衛星補助放	三 スプリアス発射又は不要発射の	

を

		<u> </u>	
	圁	ī.	
	空中線電力	四	
	強度	7/5	
電界強度測定を含む。	スプリアス発射又は不要発射の	=	
は空中線効果の確認を行うための	占有周波数帯幅		
・ 四については、実効輻射電力又	周波数	一般放送局 一	地 上
基幹放送局を除く。)に限る。			
びマルチメディア放送を行う地上			
放送(デジタル放送に限る。)及			
)地上基幹放送局(テレビジョン			
(演奏所と直結するものを含む。	総合周波数特性	五.	
・ 五については、演奏所を有する	空中線電力	四	

に

(施行期日)

1 この省令は、 平成二十四年四月二日から施行する。

(電波法施行規則の一 部改正に伴う経過措 置

2

この省令による改正

後の

日まで 、 の 間 に免許する地上 般放送局 (T リア放送を行うものに限る。 0) 免許 \mathcal{O} 有効期間は平成二十

電波法施行規則第七条第二号の二の規定にかかわらず、

平成二十五年三月三十

五. 年三月三十 日までとする。

(無線局な 免許 手 ,続規則 の 一 部改正に伴う経過措置)

3 この 省令による改 正 後の 無線 局 免許手 続 規則第十七条第一項の規定にかかわらず、 平成二十五年三月三

十· 一 日までの間にお いては、 地 上 一 般放送局 (エリア放送を行うものに限る。 以下同じ。 0 再免許 の申

請 は、 当 該 地 上 般放送局の免許の有効期間満了前 一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなけれ

ばならないものとする。